

答申第 728 号

令和元年 5 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 4 月 25 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 44）（諮問第 813 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月25日から同年9月16日までの「県のたより」に係る起案文書、同年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表、同年7月26日から同年9月21日までの県民意見受付表、同年7月26日から同年9月21日までの知事及び副知事利用公用車に係る運転日報、同年7月26日から同月31日までの知事及び実施機関の職員に係る旅費請求書、同月26日及び同年8月5日付け報道機関向けお知らせ、同年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメール、同月3日付け知事交際費に係る経費執行・支出伺、同月4日付け決裁文書、同年10月及び11月の広報計画に係る起案文書並びに同年8月19日付け及び24日付け行政文書の公開請求に係る起案文書（ただし、いずれも特定事件に関連するもの）を対象文書として特定したことは妥当であるが、別表4に掲げるものについては、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げるものについては公開すべきである。
- (3) 実施機関が前記(1)で特定した文書のうち、公開請求の対象外としたものについては、改めて諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月7日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月25日から同年9月16日までの「県のたより」に係る起案文書（以下「A文書」と総称する。）、同年7月26日から同年9月23日までの知事及び副知事の日程表（以下「B文書」と総称する。）、同年7月26日から同年9月21日までの県民意見受付表（以下「C文書」と総称する。）、同年7月26日から同

年9月21日までの知事及び副知事利用公用車に係る運転日報（以下「D文書」と総称する。）、同年7月26日から同月31日までの知事及び実施機関の職員に係る旅費請求書（以下「E文書」と総称する。）、同月26日及び同年8月5日付け報道機関向けお知らせ（以下「F文書」と総称する。）、同年8月に特定事件に関し実施機関と知事との間で交わされたメール（以下「G文書」と総称する。）、同月3日付け知事交際費に係る経費執行・支出伺（以下「H文書」という。）、同月4日付け決裁文書（以下「I文書」という。）、同年10月及び11月の広報計画に係る起案文書（以下「J文書」と総称する。）並びに同年8月19日付け及び24日付け行政文書の公開請求に係る起案文書（以下「K文書」という。）（ただし、いずれも特定事件に関連するもの）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄、 $\alpha - 2$ 欄、 $\beta - 1$ 欄、 $\beta - 2$ 欄、 γ 欄及び $\varepsilon - 1$ 欄に掲げる情報については個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の δ 欄に掲げる情報については法人に関する情報であって公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号本文を理由に、別表1の $\varepsilon - 2$ 欄、 $\varepsilon - 3$ 欄、 $\varepsilon - 4$ 欄及び $\varepsilon - 5$ 欄に掲げる情報については県の事務に関する情報であって公開することにより県の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、別表1の ζ 欄に掲げる情報については公開することにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第6号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる実施機関に対する意見申出者の住所、氏名等は、それが国会議員等政治家のものであれば、国家公務員等の職務遂行情報に関連する情報であるため条例第5条第1号ただし書ウに該当し、その氏名については公表慣行が存在するため、同号ただし書イに該当する。

また、一般市民が意見を行っている場合には、その氏名等を非公開とした上で、その肩書等を条例第6条の規定に基づき部分公開すべきである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の δ 欄に掲げる実施機関に対し取材を行った報道機関の名称は、それ自体が当該報道機関のノウハウとは言えず、実施機関の職員に取材を行った以上の意味は見出せないものであるから、条例第5条第2号本文には該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1の $\varepsilon - 1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\varepsilon - 1$ 欄に掲げる県業務用又は県職員個人用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、迷惑メールによりその事務事業に支障を及ぼすおそれがある旨の実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

イ 別表1の $\varepsilon - 2$ 欄、 $\varepsilon - 3$ 欄、 $\varepsilon - 4$ 欄及び $\varepsilon - 5$ 欄に掲げる情報

別表1の $\varepsilon - 2$ 欄、 $\varepsilon - 3$ 欄、 $\varepsilon - 4$ 欄及び $\varepsilon - 5$ 欄に掲げる特定会議における出席者が発言した取材にかかわる情報及び特定事件への対応に関する情報について、実施機関は、その内容が未確定であり、公開することにより県の事務事業に支障が生じるおそれがあるとして条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、未確定であることを理由とすることは、意思決定の過程や当該事業の実績の検証を否定するものであって、公文書管理の原則に反するもので容認できない。

不確実な伝聞を元にした発言や未確定の方針に関する発言は、公開したとしても、そうした状況にあるものとして認識されるものであるから、不信感を招くことを理由に非公開とすることは妥当でない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

別表1のと欄に掲げる警察による捜査中の事案に関する情報について、実施機関は、捜査中の公表されていない事実に関するものであって、公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第6号に該当する旨説明するが、同号は捜査中の情報を非公開とするものではなく、捜査中の公表されていない事実を公開することが、犯罪の予防に支障を生じさせるものでもない。

よって、かかる情報は、同号には該当しない。

(5) 本件請求の対象外とされた情報及び文書について

実施機関は、本件請求の趣旨に合致しないと判断した情報及び文書を本件請求の対象外であるとして諾否の決定を行っておらず妥当でない。行政文書の公開請求にあっては、公開請求の対象外という扱いそのものが存在せず、かかる実施機関の対応は違法である。

(6) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件処分により非公開とされた情報は公開されるべきである。

(7) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア C文書に記載された意見に対する実施機関の回答に相当する文書が特定されていない。

イ 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

ウ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(8) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(9) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。また、郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（政策局知事室）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関に対し意見を申し出た者の氏名、住所、電話番号等であり、特定の個人の氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。また、これらの情報の内容にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、実施機関に対し行政文書の公開請求を行った者の氏名、住所の一部及び電話番号であり、特定の個人の氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。また、これらの情報の内容にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報は、知事の私用電子メールアドレスであり、その氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を

識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報の内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 別表1のβ-2欄に掲げる情報

別表1のβ-2欄に掲げる情報は、旅費請求書に記載された知事及び実施機関の職員の住所の一部及び職員番号であり、これらの者の氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を識別できる情報として、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報の内容にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ 別表1のγ欄に掲げる情報

別表1のγ欄に掲げる情報は、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のδ欄に掲げる実施機関に取材を行った報道機関の名称は、公開することにより、当該報道機関がどのように取材対象を絞ったかが明らかとなり、当該報道機関の正当な利益を害することとなるため、条例第5条第2号本文に該当する。また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報が同号ただし書に該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 別表1のε-1欄に掲げる情報

別表1のε-1欄に掲げる情報は、県業務用又は県職員個人用電子メールアドレスであり、これらの電子メールアドレスは一般に公にされていないものであって、公開することにより、迷惑メール等が送付され、結果、不要な電子メールの削除に労力を費やすこととなるほか、対外的な業務連絡に当該電子メールアドレスを使用できなくなり、その業務に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 別表1のε-2欄、ε-3欄、ε-4欄及びε-5欄に掲げる情報

別表1のε-2欄、ε-3欄、ε-4欄及びε-5欄に掲げる情報は、

特定事件への対応を検討する特定会議における出席者の発言を要約したものである。これらの情報は、不確実な伝聞を元にしており、未確定の議会とのかかわり等に言及するものであるため、公開することにより、特定施設Xの運営者やその他の関係者からの不信を招き、以後、当該運営者から必要な情報を収集することができなくなり、関係者との調整事務に支障を及ぼすおそれや議会との交渉に支障を及ぼすおそれがあるものである。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

別表1のと欄に掲げる情報は、公表されていない警察による捜査中の事案に関する情報である。したがって、かかる情報は、公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第6号に該当する。

(5) 条例第7条該当性について

本件処分により非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、知事及び副知事の秘書に関する事、県民との対話行政（他課の主管に属するものを除く。）の総合的企画及び調整に関する事、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広報その他行政情報の提供に関する事等を所管しているところ、知事・副知事の秘書に関する事務の一環としてB文書、C文書、D文書、E文書、G文書及びH文書を、県民との対話行政に関する事務の一環としてA文書、F文書、I文書、J文書及びK文書を管理していたものであり、実施機関は、

他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

(7) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、郵送による交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、本件行政文書のうち、B文書、C文書、D文書、E文書、G文書及びH文書は知事及び副知事の秘書に関する事務の一環として、A文書、F文書、I文書、J文書及びK文書は県民との対話行政に関する事務の一環として作成又は取得されたため、実施機関において管理されていたものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もつとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、C文書に記載された実施機関に対し意見を申し出た者の氏名、肩書、住所の一部等及びI文書に記載された実施機関に対し提案を行った者の氏名、住所の一部等であると認められる。これらの情報は、いずれも意見申出者又は提案者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は前記3(1)のとおり、これらの情報に同号ただし書イ又はウに該当する情報がある旨主張するが、そのような情報は確認できず、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア及びエに該当しないことも明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

また、審査請求人は、これらの情報のうち、意見申出者の肩書等について、条例第6条第2項の規定に基づき部分公開すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定の個人を識別できる情報を除いたその

余の情報には、これを公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれが否定できないものがあり、意見申出者の肩書を公開することで当該個人を直ちに識別できるものではないものの、その識別性が高まることに伴い、当該個人の権利利益侵害のおそれを高めるものと認められるため、同項を適用することはできないと判断する。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、実施機関に対し行政文書の公開請求を行った者の氏名、住所の一部及び電話番号であると認められる。これらの情報は、いずれも公開請求者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1の $\beta-1$ 欄に掲げる情報は、知事の私用電子メールアドレス及びその私事を推測し得る事項であると認められる。これらの情報は、その氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

もっとも、その氏名については、職務の一環としてやりとりした電子メールに記載されているものであり、かつ、その氏名は公にされているという事実にかんがみれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、その私用電子メールアドレス及び私事を推測し得る事項は、これを公にしている事実もなく、また、公にする予定も見受けられないため同号ただし書イに該当するものではないと認められる。また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該

当しないと判断する。

エ 別表 1 の $\beta - 2$ 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の $\beta - 2$ 欄に掲げる情報は、旅費請求書に記載された知事及び実施機関の職員の職員番号及び住所の一部であると認められる。これらの情報は、これらの者の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

もっとも、これらの者の氏名については、職務の一環として旅行を行った者として記載されたものであり、かつ、当該職員の氏名等が職員録等に掲載され公にされているという事実にかんがみれば、同号ただし書イにより公開されるべきものであり、本件処分においても現に公開されているものであるが、その職員番号及び住所の一部については、これを公にしている事実もなく、また、公にする予定も見受けられないため同号ただし書イに該当するものではないと認められる。また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

オ 別表 1 の γ 欄に掲げる情報

別表 1 の γ 欄に掲げる情報について、実施機関は特定の個人を識別できる情報である旨説明している。確かに、かかる情報は、本件処分により公開されている情報や他の公にされている情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別できる可能性がある情報ではあるものの、当審査会が確認したところ、これらの情報により識別される個人は複数人に及んでおり、どの個人に関する情報であるのか識別できるものではないことから、条例第 5 条第 1 号本文に言う特定の個人を識別できる情報には該当しないものと判断する。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人

等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、別表1のδ欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

別表1のδ欄に掲げる情報について、実施機関は、報道機関の名称であって、公開することにより、当該報道機関の取材対象の選定手法が明らかとなり、その正当な利益を害する旨説明している。しかしながら、当審査会が確認したところ、その手法は、一般に想定しうる特定事件の関係者に対して取材を行うといったものにすぎず、当該報道機関の名称を公開したとしても、その正当な利益を害するものと認めるのは困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は、同号本文に該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる」としている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のε-1欄からε-5欄までに掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 別表1のε-1欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-1欄に掲げる情報は、一般に公にされていない県業務用又は県職員個人用電子メールアドレスであると認められる。これらの情報は、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールや不必要な営利目的によるダイレクトメールが送付されるおそれを高め、ウィルス付きメールが送付された場合にあっては県の庁内ネットワークシステムへの被害を生ぜしめ、本来業務と無関係なダイレクトメールを送付された場合にあっては、当該メールの削除等に労力を割かざるを得ない事態となり、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)アのとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない旨主張するが、ウィルス対策ソフトの利用等によっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

イ 別表1のε-2欄、ε-3欄、ε-4欄及びε-5欄に掲げる情報

別表1のε-2欄、ε-3欄、ε-4欄及びε-5欄に掲げる情報は、特定事件への対応を検討する特定会議における出席者である各所属長の発言を要約したものであり、実施機関は、これらの情報が不確実な伝聞を元としているもの、未確定の議会とのかかわり等に関するものであるとして、公開することにより、特定施設Xの運営者やその他の関係者から不信を招き、当該運営者からの情報収集や特定事件への事後対応に係る調整事務に支障を及ぼすおそれ、また、議会との交渉に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、その内容は、取材にかかわる情報（別表1のε-2欄に掲げる情報）、特定施設Xの運営方針に関する情報（別表1のε-3欄に掲げる情報）、補正予算に関する情報（別表1のε-4欄に掲げる情報）及び特定事務の実施に関する情報（別表1のε-5欄に掲げる情報）に大別されるため、以下、それぞれ検討する。

(ア) 別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報は、特定事件に関する取材にかかわる情報であると認められるところ、これらの情報のうち、別表 2 の ε - 2 欄に掲げるものは、特定施設 X の運営者やその他の関係者の不信を招きかねない情報が含まれており、公開することにより、その後、これらの者との調整の下に行われる特定事件への事後対応全般について支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報のうち、別表 2 の ε - 2 欄に掲げるものについては、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

他方、別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報のうち、別表 3 の ε - 2 欄に掲げるものは、特定事件への取材対応一般に関する情報であって、その内容も取材対応として一般に相当と考えられるものを示したにすぎず、これを公開したとしても、実施機関の事務事業に支障を及ぼすとは認め難いものである。

よって、別表 1 の ε - 2 欄に掲げる情報のうち、別表 3 の ε - 2 欄に掲げるものについては、同号柱書に該当しないと判断する。

(イ) 別表 1 の ε - 3 欄に掲げる情報

別表 1 の ε - 3 欄に掲げる情報は、特定施設 X の運営方針に関し、相当程度、断定的に言及されたものであり、かかる情報を何らの事前説明を伴うことなく公開した場合、同施設の運営方針が既に決定していると受け取られかねないものであったと認められる。

ところで、特定事件の事後対応については、当時、特定委員会の検討結果を踏まえて判断していくものとされており、その後、同施設の在り方についても大きな議論となったことは公知の事実である。このような事情に照らすと、本件請求時において、同施設に関する重要事項が既決であると受け取られかねない別表 1 の ε - 3 欄に掲げる情報を公開すると、同施設の運営者やその関係者との調整の下に行う必要がある特定事件全般の事後対応にわたり支障を及ぼすことは容易に想定されるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(ウ) 別表1のε-4欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-4欄に掲げる情報は、特定事件への事後対応の一環と位置付けられる補正予算に関する情報であると認められるところ、これらの情報のうち、別表2のε-4欄に掲げるものは、その事後対応の内容にかかわるものであり、前記(イ)に掲げる特定委員会の検討結果を踏まえて判断されるべきものであると認められる。したがって、別表2のε-4欄に掲げる情報は、公開することにより、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を決定しているよう捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態を招き、特定委員会においてその後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、別表1のε-4欄に掲げる情報のうち、別表2のε-4欄に掲げるものについては、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

他方、別表1のε-4欄に掲げる情報のうち、別表3のε-4欄に掲げるものは、補正予算の編成時期について、実務的な観点から言及しているものにすぎず、その内容も一般的なものであって、これを公開したとしても、実施機関の事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いものである。

よって、別表1のε-4欄に掲げる情報のうち、別表3のε-4欄に掲げるものについては、同号柱書に該当しないと判断する。

(エ) 別表1のε-5欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のε-5欄に掲げる情報は、特定事件に係る県の特定事務の実施に関するものであるところ、当該特定事務は、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ないものであるが、その記載態様にかんがみると、既に当該特定事務の実施が確定したものであるかのように読み取れるものであると認められる。

したがって、かかる情報を公開した場合、特定事件の関係者の意向とは関係なく、県が独断で特定事務の実施を決定したとの誤解を特定事件の関係者に与え、特定事件の関係者との信頼関係を失うおそれがあると認められる。かかる場合、当該特定事務の遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、特定事件の関係者との調整なくしてなし得ない特定事件の事後対応全般にわたり、支障を生じさせるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(オ) 審査請求人の主張

別表1のε-2欄、ε-3欄、ε-4欄及びε-5欄に掲げる情報の条例第5条第4号柱書該当性については、前記(ア)から(エ)までのとおりであるが、この点について、審査請求人は、前記3(3)イのとおり、種々主張するが、当審査会の前記判断を覆すに足りるものはない。

(5) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここで言う「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することを行い、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、同号により非公開とすることができるかと解される。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、別表1のε欄に掲げる情報について、同号に該当するとした実施機関の判断に相当の理由があるかどうか、以下、検討する。

この点について、実施機関は、かかる情報が警察による捜査中の事案であって、公表されていない事実に関するものであるとして、公開することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることを理由に同号に該当

する旨説明するが、審査請求人は、前記3(4)のとおり、同号は捜査中の情報をそれ自体を理由として非公開とするものではなく、また、捜査中の公表されていない事実を公開することが、犯罪の予防に支障を生じさせることに直結するものでもない旨主張している。

確かに、審査請求人が主張するとおり、同号は、捜査中の情報を、それ自体を理由に非公開とするものではなく、かかる情報を公開することにより、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に、非公開とするものであるから、実施機関の前記説明は短絡的であって不十分であると言わざるを得ない。

しかしながら、当審査会において確認した事実に基づいて判断すると、かかる情報の内容及び特定事件の特異性を含めた当時の状況にかんがみれば、かかる情報を公開することにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することに、相当の理由があると言うべき事情が認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(6) 実施機関が本件請求の対象外とした情報及び文書について

審査請求人は、前記3(5)のとおり、本件行政文書のうち、特定の情報及び文書を本件請求の対象外としたことが違法である旨主張しているため、以下、この点について検討する。

ア 公開請求の対象

実施機関は、本件請求の対象外とした情報及び文書について、本件請求の趣旨に合致しないものとして、諾否の決定を行っていないことが認められるが、これは、行政文書の公開請求の対象を、行政文書単位ではなく情報単位で捉えるとともに、一の行政文書が複数の文書により構成されている場合に、当該構成文書に細分化した上で公開請求の対象を特定するものであって、かかる解釈及び運用の当否が問題となる。

当審査会が確認したところ、条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、同条を文理解釈す

れば、公開請求の対象となるのは「情報」ではなく「行政文書」であることは明らかである。したがって、公開請求の対象を、行政文書単位ではなく、情報単位と捉える実施機関の解釈は妥当でない。

また、公開請求の対象単位を行政文書単位として捉える以上、公開請求の対象とされた行政文書が複数の文書から構成され、当該構成文書に公開請求の趣旨に合致しないものがあつたとしても、それが一の行政文書を構成するものである限り、当該行政文書全体が公開請求の対象となると解するのが相当である。

もっとも、公開請求は、条例第9条第1項の規定に基づき公開請求をしようとする者が、公開を求める行政文書の内容を定めて行うものであるから、公開請求者が、自らの意思に基づき、公開を求めた行政文書に含まれる特定の文書又は情報について公開請求の対象から除外することは、条例上否定されるものではないと解される。

よって、公開請求者が公開請求に際し公開請求書にかかる旨を明示している場合や公開請求後にかかる意思を有することが確認された場合など、特に公開請求の対象から特定の文書又は情報を除く意思を明示していると認められる場合にのみ、実施機関は、公開請求の対象とされた行政文書から、当該特定の文書又は情報を取り除いたものについて、諾否の決定を行い得るものであると解される。

イ 本件における実施機関の対応

以上を前提に本件を見ると、実施機関は、審査請求人が本件請求の対象とした行政文書から実施機関により本件請求の対象外とされた情報及び文書を除く意思を明示していないにもかかわらず、また、公開請求後に実施機関から同人に対し、これらのものを公開請求の対象から除く意思を有しているのか確認していないにもかかわらず、自らの判断に基づき、本件請求の趣旨に合致しないものとして、これらのものを本件請求の対象外となるものとして取り扱っていることが認められ、かかる対応は不適切なものであると言わざるを得ない。

よって、実施機関は、本件請求の対象外とした情報及び文書について、改めて諾否の決定を行うべきである。

(7) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、別表2に掲げる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であるものの、当審査会が確認したところ、別表4に掲げるものは、本件請求の対象となる文書として特定された電子メールの添付ファイルであって、当該電子メールと一体を成すものと認められるため、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

また、審査請求人は、C文書に記載された意見に対する実施機関の回答に相当する文書が特定されていない旨主張するが、当審査会が確認したところ、C文書に記載された意見は、主として電話により実施機関に申出が

なされた意見であって、その応答により対応が終了していると認められること、また、意見内容も実施機関の所掌事務外のものであるため、実施機関において回答が作成されるものでもないことが認められるため、この点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

さらに、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、郵送による交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等により発送しないことが条例第1条等に反すること、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、同条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと

認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否の決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、適用条項の内容を引用しているにすぎないものであることから、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否の決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

(2) 本件行政文書の一部を本件請求の対象外としたことについて

前記5(6)のとおり、実施機関は、本件行政文書の一部について、これらを本件請求の対象外とする審査請求人の意思が明示されていないにもかかわらず、本件請求の対象外として取り扱ったことが認められるところ、

かかる対応は、実施機関の独断で公開請求の範囲を狭めるものにほかならず、現在の情報公開制度の基盤を崩すものである。したがって、実施機関にあっては、今後、同様のことがないように、公開請求の内容をよく吟味し、同制度の趣旨に合致した対応をすべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分の内容					
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等	
α 1	A 文 書	平成 28 年 7 月 25 日 付け起案文書	—	—	対象外情報 ／文書あり
		平成 28 年 8 月 3 日 付け起案文書	—	—	
		平成 28 年 8 月 19 日 付け起案文書	—	—	
		平成 28 年 8 月 23 日 付け起案文書	—	—	
		平成 28 年 9 月 1 日 付け起案文書	—	—	
		平成 28 年 9 月 16 日 付け起案文書	—	—	
	B 文 書	平成 28 年 7 月 26 日 から同年 9 月 23 日 までの知事日程表 (全 16 件)	—	—	対象外情報 あり
		平成 28 年 7 月 26 日 から同年 9 月 23 日 までの A 副知事日程 表 (全 13 件)	—	—	
		平成 28 年 7 月 26 日 から同年 9 月 23 日 までの B 副知事日程 表 (全 19 件)	—	—	
		平成 28 年 7 月 26 日 から同年 9 月 23 日 までの C 副知事日程 表 (全 13 件)	—	—	
	C 文 書	平成 28 年 7 月 26 日 No. 281	—	—	—
		平成 28 年 7 月 26 日 No. 282	—	—	—
		平成 28 年 7 月 26 日 No. 286	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
		平成 28 年 7 月 26 日 No. 288	意見申出者の氏名		—
		平成 28 年 7 月 26 日 No. 289	—	—	—

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
	平成 28 年 7 月 26 日 No. 292	—	—	—
	平成 28 年 7 月 26 日 No. 294	—	—	—
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 295	—	—	—
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 296	—	—	—
α 1	平成 28 年 7 月 27 日 No. 297	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 298	—	—	対象外情報あり
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 299	—	—	対象外情報あり
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 300	—	—	—
	平成 28 年 7 月 27 日 No. 301	—	—	対象外情報あり
α 1	平成 28 年 7 月 28 日 No. 302	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 7 月 28 日 No. 304	意見申出者の氏名		—
	平成 28 年 7 月 28 日 No. 305	意見申出者の氏名		—
	平成 28 年 7 月 28 日 No. 306	意見申出者の氏名		—
	平成 28 年 7 月 28 日 No. 308	—	—	対象外情報あり
α 1	平成 28 年 7 月 29 日 No. 309	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 7 月 29 日 No. 313	意見申出者の氏名、 住所の一部、電話番号、 ファクシミリ番号等		対象外情報あり
	平成 28 年 7 月 29 日 No. 315	意見申出者の氏名、 住所の一部		—

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
α 1	平成 28 年 8 月 1 日 No. 316	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 8 月 1 日 No. 319	—	—	—
α 1	平成 28 年 8 月 1 日 No. 320	意見申出者の氏名、 住所の一部	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 8 月 5 日 No. 340	—	—	—
α 1	平成 28 年 8 月 8 日 No. 342	—	—	—
	平成 28 年 8 月 9 日 No. 348	—	—	—
	平成 28 年 8 月 9 日 No. 350	意見申出者の氏名、 住所の一部、電話番号	第 5 条第 1 号	—
α 1	平成 28 年 8 月 15 日 No. 359	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 8 月 17 日 No. 363	—	—	対象外情報 あり
α 1	平成 28 年 8 月 17 日 No. 364	意見申出者の氏名、 住所の一部、肩書	第 5 条第 1 号	対象外情報 あり
	平成 28 年 8 月 18 日 No. 365	意見申出者の氏名		
	平成 28 年 8 月 19 日 No. 372	意見申出者の氏名		—
	平成 28 年 8 月 22 日 No. 374	意見申出者の氏名		—
α 1	平成 28 年 8 月 23 日 No. 379	—	—	対象外情報 あり
	平成 28 年 8 月 23 日 No. 380	—	—	—
	平成 28 年 8 月 24 日 No. 386	—	—	—

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
α 1	平成 28 年 8 月 25 日 No. 389	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 8 月 25 日 No. 390	意見申出者の氏名		—
	平成 28 年 8 月 25 日 No. 392	意見申出者の氏名、 住所の一部、電話番号、 肩書		対象外情報 あり
	平成 28 年 8 月 26 日 No. 397	意見申出者の氏名、 肩書		
C 文書 へ 続 き	平成 28 年 8 月 29 日 No. 402	—	—	—
	平成 28 年 9 月 2 日 No. 428	—	—	—
α 1	平成 28 年 9 月 8 日 No. 441	意見申出者の氏名、 住所の一部	第 5 条第 1 号	—
	平成 28 年 9 月 9 日 No. 446	意見申出者の氏名		—
C 文書 へ 続 き	平成 28 年 9 月 9 日 No. 447	—	—	対象外情報 あり
	平成 28 年 9 月 13 日 No. 456	—	—	
α 1	平成 28 年 9 月 12 日 No. 464	意見申出者の氏名、 住所の一部	第 5 条第 1 号	—
C 文書 へ 続 き	平成 28 年 9 月 21 日 No. 480	—	—	—
	平成 28 年 7 月 26 日 から同年 9 月 21 日 までの運転日報（全 12 件）	—	—	対象外情報 あり

別表 1 < 続き >

原処分の内容					
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等	
β 2	E 文 書	頁番号 9/117	職員番号	第 5 条 第 1 号	対象外情報 あり
		頁番号 10/117	職員番号		
		頁番号 19/117	職員番号		
		頁番号 20/117	職員番号、住所の一部		
		頁番号 29/117	職員番号		
		頁番号 39/115	職員番号		
		頁番号 40/115	職員番号、住所の一部		
		頁番号 77/117	職員番号		
		頁番号 83/117	職員番号		
		頁番号 89/117	職員番号、住所の一部		
		頁番号 107/117	職員番号		
		頁番号 109/117	職員番号		
	F 文 書	平成 28 年 7 月 26 日 付け報道機関向けお 知らせ	—	—	—
		平成 28 年 8 月 5 日 付け報道機関向けお 知らせ	—	—	—
ε 1 β 1 ε 1 β 1	G 文 書	平成 28 年 7 月 31 日 付けメールを転送し たメール	県職員個人用電子 メールアドレス	第 5 条 第 4 号 柱書	対象外情報 あり
			知事の私用電子メー ルアドレス	第 5 条 第 1 号	
		平成 28 年 8 月 1 日 14 時 24 分付けメー ル	県職員個人用電子 メールアドレス	第 5 条 第 4 号 柱書	対象外情報 あり
			知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 中、19 行目	第 5 条 第 1 号	

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
ε 1	平成 28 年 8 月 1 日 16 時 54 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 あり
β 1		知事の私用電子メールアドレス 知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文中、33 行目	第 5 条第 1 号	
ε 1	平成 28 年 8 月 2 日 14 時 13 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 ／文書あり 特定漏れ 文書あり
β 1		知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文中、20 行目 26 文字目から 35 文字目まで、24 行目	第 5 条第 1 号	
ε 1	平成 28 年 8 月 2 日 17 時 24 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 ／文書あり
β 1		知事の私用電子メールアドレス 知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 1 頁目中、36 行目 26 文字目から 35 文字目まで ○ メール本文 2 頁目中、3 行目	第 5 条第 1 号	

G 文書(続き)

別表1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 15 時 23 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 ／文書あり 特定漏れ 文書あり
		知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 中、31 行目	第 5 条第 1 号	
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 14 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 あり
		知事の私用電子メールアドレス 知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 2 頁目中、7 行目	第 5 条第 1 号	
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 27 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 ／文書あり 特定漏れ 文書あり
		知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 中、21 行目	第 5 条第 1 号	
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 54 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 あり
		知事の私用電子メールアドレス 知事の私事を推測し 得る情報 ○ メール本文 中、35 行目	第 5 条第 1 号	

G 文書
(続き)

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
ε 1	平成 28 年 8 月 4 日 14 時 06 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報／文書あり 特定漏れ 文書あり
	平成 28 年 8 月 4 日 14 時 42 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス		
	平成 28 年 8 月 4 日 18 時 54 分付けメール	知事の私用電子メールアドレス		第 5 条第 1 号
β 1	平成 28 年 8 月 4 日 19 時 02 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報あり
ε 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号	
β 1	平成 28 年 8 月 5 日 16 時 31 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報／文書あり 特定漏れ 文書あり
ε 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号	対象外情報あり

別表1 < 続き >

原処分の内容					
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等	
ε 1	G文書(続き) 特定会議 開催結果	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス	第 5 条 第 4 号 柱書	対象外情報 あり 特定漏れ 文書あり
γ		県職員を識別し得る 情報 ○ 左記文書 1 頁 目のうち、12 行 目 7 文字目から 10 文字目まで	第 5 条 第 1 号	—	
δ		報道機関の名称 ○ 左記文書 1 頁 目のうち、13 行 目 1 文字目から 3 文字目まで	第 5 条 第 2 号		
ε 2		取材にかかわる情報 ○ 左記文書 1 頁 目のうち、14 行 目 7 文字目から 36 文字目まで、 15 行目 9 文字目 から 16 行目まで	第 5 条 第 4 号 柱書		
ζ		警察による捜査中の 事案に関する情報 ○ 左記文書 1 頁 目のうち、23 行 目 7 文字目から 38 文字目まで	第 5 条 第 6 号		
ε 3		特定事件への対応に 関する情報 ○ 特定施設 X の 在り方に関する 情報 ・ 左記文書 2 頁目のうち、 23 行目 9 文字 目から 24 行目 まで	第 5 条 第 4 号 柱書		

別表 1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール<続き>			対象外情報／文書等
ε 4	G 文書<続き> 特定会議 開催結果<続き>	<p>特定事件への対応に関する情報<続き></p> <p>○ 補正予算に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目 7 文字目から 3 行目まで、4 行目 9 文字目から 5 行目まで、6 行目 9 文字目から 7 行目まで、13 行目 9 文字目から 14 行目まで、15 行目 9 文字目から 16 行目まで、17 行目 9 文字目から 18 行目 18 文字目まで、33 行目 9 文字目から 28 文字目まで ・ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目 7 文字目から 31 文字目まで、2 行目 9 文字目から 3 行目まで、4 行目 9 文字目から 5 行目まで 	第 5 条第 4 号 柱書	—

別表1 < 続き >

原処分の内容				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等
	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール<続き>			対象外情報／文書あり
ε 5	特定会議 開催結果<続き>	○ 特定事務の実施に関する情報 ・ 左記文書 3 頁目のうち、15 行目 9 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書	—
ε 1	平成 28 年 8 月 16 日 17 時 02 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	—
β 1	平成 28 年 8 月 17 日 6 時 33 分付けメール	知事の私用電子メールアドレス		
ε 1	平成 28 年 8 月 17 日 17 時 01 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報／ 文書あり 特定漏れ 文書あり
ε 1	平成 28 年 8 月 17 日 20 時 22 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	対象外情報 あり
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号	

別表1 < 続き >

原処分の内容					
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等	
ε 1	平成28年8月18日 17時00分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス	第5押第4号 柱書	対象外情報 ／文書あり 特定漏れ 文書あり	
	β 1	平成28年8月18日 18時39分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス 知事の私用電子メー ルアドレス	第5条第4号 柱書 第5条第1号	対象外情報 あり
ε 1		平成28年8月18日 付け20時35分付け メール	県職員個人用電子 メールアドレス	第5条第4号 柱書	
	β 1	平成28年8月19日 10時08分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス 知事の私用電子メー ルアドレス		第5条第1号
ε 1		平成28年8月19日 17時01分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス	第5条第4号 柱書	
	公開請求者の氏名		第5条第1号	特定漏れ 文書あり	
ε 1	平成28年8月21日 10時16分付けメール	県職員個人用電子 メールアドレス	第5条第4号 柱書	対象外情報 あり	
		β 1	知事の私用電子メー ルアドレス		第5条第1号
			α 2		

G 文書(続き)

別表 1 < 続き >

原処分の内容					
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	対象外情報／文書等	
α 1	H 文書	同左	—	—	
	I 文書	起案用紙	—	—	
		回答案	提案者の氏名	第 5 条第 1 号	—
		提案（フォームメール）	提案者の氏名、住所の一部、電話番号、電子メールアドレス		
ε 1		県業務用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書		
	J 文書	平成 28 年 8 月 12 日 付け起案文書	—	—	対象外情報 あり
		平成 28 年 9 月 7 日 付け起案文書	—	—	
α 2	K 文書	平成 28 年 8 月 19 日 付け行政文書の公開 請求に係る起案文書	公開請求者の氏名、 住所の一部、電話番号	第 5 条第 1 号	—
		平成 28 年 8 月 24 日 付け行政文書の公開 請求に係る起案文書			

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	C 文書	平成 28 年 7 月 26 日 No. 286	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号
		平成 28 年 7 月 26 日 No. 288	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 27 日 No. 297	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 28 日 No. 302	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 28 日 No. 304	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 28 日 No. 305	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 28 日 No. 306	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 29 日 No. 309	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 7 月 29 日 No. 313	意見申出者の氏名、住所の一部、電話番号、ファクシミリ番号等	
		平成 28 年 7 月 29 日 No. 315	意見申出者の氏名、住所の一部	
		平成 28 年 8 月 1 日 No. 316	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 8 月 1 日 No. 320	意見申出者の氏名、住所の一部	
		平成 28 年 8 月 9 日 No. 350	意見申出者の氏名、住所の一部、電話番号	
		平成 28 年 8 月 15 日 No. 359	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 8 月 17 日 No. 364	意見申出者の氏名、住所の一部、肩書	
		平成 28 年 8 月 18 日 No. 365	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 8 月 19 日 No. 372	意見申出者の氏名	
平成 28 年 8 月 22 日 No. 374	意見申出者の氏名			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	C 文書 (<small>続き</small>)	平成 28 年 8 月 25 日 No. 389	意見申出者の氏名	第 5 条第 1 号
		平成 28 年 8 月 25 日 No. 390	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 8 月 25 日 No. 392	意見申出者の氏名、住所の一部、電話番号、肩書	
		平成 28 年 8 月 26 日 No. 397	意見申出者の氏名、肩書	
		平成 28 年 9 月 8 日 No. 441	意見申出者の氏名、住所の一部	
		平成 28 年 9 月 9 日 No. 446	意見申出者の氏名	
		平成 28 年 9 月 12 日 No. 464	意見申出者の氏名、住所の一部	
β 2	E 文書	頁番号 9/117	職員番号	
		頁番号 10/117	職員番号	
		頁番号 19/117	職員番号	
		頁番号 20/117	職員番号、住所の一部	
		頁番号 29/117	職員番号	
		頁番号 39/115	職員番号	
		頁番号 40/115	職員番号、住所の一部	
		頁番号 77/117	職員番号	
		頁番号 83/117	職員番号	
		頁番号 89/117	職員番号、住所の一部	
		頁番号 107/117	職員番号	
頁番号 109/117	職員番号			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	
ε 1 β 1 ε 1 β 1 ε 1 β 1	平成 28 年 7 月 31 日 付けメールを転送し たメール	県職員個人用電子メールア ドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
		知事の私用電子メールアド レス	第 5 条第 1 号	
	平成 28 年 8 月 1 日 14 時 24 分付けメー ル	県職員個人用電子メールア ドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
		知事の私事を推測し得る情 報 ○ メール本文中、19 行 目	第 5 条第 1 号	
	G 文書	平成 28 年 8 月 1 日 16 時 54 分付けメー ル	県職員個人用電子メールア ドレス	第 5 条第 4 号 柱書
			知事の私用電子メールアド レス 知事の私事を推測し得る情 報 ○ メール本文中、33 行 目	第 5 条第 1 号
	平成 28 年 8 月 2 日 14 時 13 分付けメー ル	県職員個人用電子メールア ドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
		知事の私事を推測し得る情 報 ○ メール本文中、20 行 目 26 文字目から 35 文 字目まで、24 行目	第 5 条第 1 号	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項
ε 1	平成 28 年 8 月 2 日 17 時 24 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
		知事の私事を推測し得る情報 ○ メール本文 1 頁目中、36 行目 26 文字目から 35 文字目まで ○ メール本文 2 頁目中、3 行目	
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 15 時 23 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
β 1		知事の私事を推測し得る情報 ○ メール本文中、31 行目	第 5 条第 1 号
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 14 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
		知事の私事を推測し得る情報 ○ メール本文 2 頁目中、7 行目	
ε 1	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 27 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
β 1		知事の私事を推測し得る情報 ○ メール本文中、21 行目	第 5 条第 1 号

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	
ε 1	G 文書 (<small>続き</small>)	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
β 2		平成 28 年 8 月 3 日 17 時 54 分付けメール	知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
			知事の私事を推測し得る情報 ○ メール本文中、35 行 目	
ε 1		平成 28 年 8 月 4 日 14 時 06 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
		平成 28 年 8 月 4 日 14 時 42 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
		平成 28 年 8 月 4 日 18 時 54 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
β 1			知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1		平成 28 年 8 月 4 日 19 時 02 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
β 1			知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1		平成 28 年 8 月 5 日 14 時 01 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
	平成 28 年 8 月 5 日 16 時 31 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス		
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項
ε 1	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール G 文書 (続き) 特定会議 開催結果	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
ε 2		取材にかかわる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目のうち、14 行目 7 文字目から 36 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
と		警察による捜査中の事案に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、23 行目 7 文字目から 38 文字目まで	第 5 条第 6 号
ε 3		特定事件への対応に関する情報 ○ 特定施設 X の在り方に関する情報 ・ 左記文書 2 頁目のうち、23 行目 9 文字目から 24 行目まで	第 5 条第 4 号 柱書
ε 4		○ 補正予算に関する情報のうち、次に掲げるもの ・ 左記文書 2 頁目のうち、33 行目 9 文字目から 28 文字目まで ・ 左記文書 3 頁目のうち、1 行目 7 文字目から 31 文字目まで	
ε 5	○ 特定事務の実施に関する情報 ・ 左記文書 3 頁目のうち、15 行目 9 文字目から 39 文字目まで		

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項
ε 1	平成 28 年 8 月 16 日 17 時 02 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
	平成 28 年 8 月 17 日 6 時 33 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1	平成 28 年 8 月 17 日 17 時 01 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
ε 1	平成 28 年 8 月 17 日 20 時 22 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1	平成 28 年 8 月 18 日 17 時 00 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
	平成 28 年 8 月 18 日 18 時 39 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1	平成 28 年 8 月 18 日 付け 20 時 35 分付け メール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
	平成 28 年 8 月 19 日 10 時 08 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号
ε 1	平成 28 年 8 月 19 日 17 時 01 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書
α 2		公開請求者の氏名	第 5 条第 1 号

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書等種別	非公開情報	条例適用条項	
ε 1	平成 28 年 8 月 21 日 10 時 16 分付けメール	県職員個人用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
β 1		知事の私用電子メールアドレス	第 5 条第 1 号	
α 2		公開請求者の氏名		
α 1		回答案	提案者の氏名	第 5 条第 1 号
		提案 (フォームメール)	提案者の氏名、住所の一部、電話番号、電子メールアドレス	
ε 1		県業務用電子メールアドレス	第 5 条第 4 号 柱書	
α 2	K 文書	平成 28 年 8 月 19 日 付け行政文書の公開 請求に係る起案文書	公開請求者の氏名、住所の 一部、電話番号	第 5 条第 1 号
		平成 28 年 8 月 24 日 付け行政文書の公開 請求に係る起案文書		

別表 3

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書等種別	非公開情報
	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール	—
γ	特定会議 開催結果	県職員を識別し得る情報 ○ 左記文書 1 頁目のうち、12 行目 7 文字目から 10 文字目まで
δ		報道機関の名称 ○ 左記文書 1 頁目のうち、13 行目 1 文字目から 3 文字目まで
ε 2		取材にかかわる情報のうち、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目のうち、15 行目 9 文字目から 16 行目まで
ε 4		特定事件への対応に関する情報 ○ 補正予算に関する情報のうち、次に掲げるもの ・ 左記文書 2 頁目のうち、1 行目 7 文字目から 3 行目まで、4 行目 9 文字目から 5 行目まで、6 行目 9 文字目から 7 行目まで、13 行目 9 文字目から 14 行目まで、15 行目 9 文字目から 16 行目まで、17 行目 9 文字目から 18 行目 18 文字目まで ・ 左記文書 3 頁目のうち、2 行目 9 文字目から 3 行目まで、4 行目 9 文字目から 5 行目まで

別表 4

本件処分時に特定されていない文書			
文書区分	文書等種別	該当文書	備考
G 文書	平成 28 年 8 月 1 日 14 時 24 分付けメール	添付ファイル	特定漏れ
	平成 28 年 8 月 2 日 14 時 13 分付けメール	添付ファイルの一部	特定漏れ (別に対象外あり)
	平成 28 年 8 月 3 日 15 時 23 分付けメール	添付ファイルの一部	
	平成 28 年 8 月 3 日 17 時 27 分付けメール	添付ファイルの一部	
	平成 28 年 8 月 4 日 14 時 06 分付けメール	添付ファイルの一部	
	平成 28 年 8 月 5 日 14 時 01 分付けメール	添付ファイルの一部	
	平成 28 年 8 月 8 日 14 時 32 分付けメール	添付ファイルの一部 ※特定済みのものを除く	特定漏れ
	平成 28 年 8 月 17 日 17 時 01 分付けメール	添付ファイルの一部	特定漏れ (別に対象外あり)
	平成 28 年 8 月 18 日 17 時 00 分付けメール	添付ファイルの一部	
	平成 28 年 8 月 18 日 20 時 35 分付けメール	添付ファイル	特定漏れ
	平成 28 年 8 月 19 日 17 時 01 分付けメール	添付ファイル	

備考 1 : 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 : 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も 1 文字として数えたものである。

備考 3 : 対象外情報及び対象外文書とは、実施機関が原処分において本件請求の対象外であるとして諾否の決定を行わなかったものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 4 月 25 日	○ 諮問
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議
3 月 28 日 (第 186 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和元年5月29日現在) (五十音順)